

エクスプレス予約サービス 会員規約集

提携コーポレート会員（DC一括払い）

※最新のエクスプレス予約に関する会員規約・特約等は2021.3版エクスプレス予約ホームページ(https://exp.jp/rules/)でご確認ください。

DCエクスプレスコーポレートカード(一括払い方式)会員規約

第1条(総則)

- 本規約は、東海旅客鉄道株式会社(以下、「JR東海」という。)、三菱UFJニコス株式会社およびその提携するカード発行会社(以下、総称して「カード会社」とい、JR東海とカード会社を総称して「両社」という。)が提携して発行し、本条第3項に定める法人会員に提供する「DCエクスプレスコーポレートカード」(以下、「カード」とい、)に関して適用されます。
- 規約内容は、「DCエクスプレスコーポレートカード会員規約(一括払い方式)」(以下、「本規約」という。)とします。「DCカード規約等」とは、法人会員又はカード使用者が承認した「カード会社所定のDC法人会員規約(コーポレートカード)口振振替型」「DC法人会員規約(コーポレートカード)振込型」(これらに付属する特約等を含む。)をいいます。
- 本規約で定める「法人会員」とは、DCカード規約等を承認した法人又は非法人たる団体(以下、総称して「法人等」という。)、本規約およびJR東海が別途定める「エクスプレス予約サービス(DCコーポレート)に関する特約」(以下、「EX予約サービス特約」という。本規約と総称して「本規約等」という。)を承認する旨、両社に対しカードを申し込み、両社が審査のうえ、入会を認めたと法人等をいす。
- 本規約で定める「カード使用者」とは、法人会員による第3項の申し込みに基づき、法人会員によってEX予約サービス特約に定めるエクスプレス予約サービス(以下、「本サービス」という。)の使用等に指定され、両社が審査のうえ入会を認めたと役員又は従業員等その他の者になります。
- 法人会員およびカード使用者が本サービスを利用するにあたり、法人会員およびカード使用者は、JR東海が定める「EX予約サービス特約」を承認し、遵守するものとします。
- 法人会員は両社に対し、第3条第2項で定めるカードの「部署カード」の発行を申し込むものとします。法人会員は、第3条第4項で定める会員番号等を利用して、本サービスを利用できるものとします。なお、カード使用者は、別DCカード規約等を承認の上、カード会社に入会を申し込むものとします。法人会員およびカード使用者は、本規約等および発行されるカードの種類に応じたDCカード規約等を承認し、第3条第5項で定める「個人カード」の発行等を行うものとします。
- 本規約等に定めるない条項については、DCカード規約等が適用されます。なお、本規約等とDCカード規約等の内容に相違がある場合は、本規約等に定める内容が優先して適用されます。

第2条(管理責任者)

- 法人会員および入会を申し込まれた法人等(以下、総称して「法人会員等」という。)、法人会員等の本規約等に基づく入会申込手続、諸届出(退職等の異動情報を含む。)、退会手続その他手続きに関し、法人会員等と両社との連絡調整を行う担当者(以下、「管理責任者」という。)を選定し、両社に届け出るものとします。
- 法人会員等およびカード使用者は、本規約等に基づく入会申込手続、諸届出(退職等の異動情報を含む。)、退会手続その他手続きを行う場合、管理責任者を通じて手続きを行うものとします。この場合、法人会員等は、管理責任者を通じて、両社所定の申請書に、両社の指示に基づき、管理責任者の届出印を捺印させ、両社に提出するものとします。
- 法人会員等は、管理責任者が、法人会員等の申請および両社との連絡調整等、両社所定の事項およびそれに関連する事項につき法人会員等を代理して行うことを包括的に承認し、事由の如何を問わず、管理責任者の行った行為に関し、法人会員等の行った行為とされることについて異議を申し立てないものとします。また、法人会員等は、管理責任者が、両社と交渉し、退会手続等、両社に対する諸手続を管理責任者が法人会員等と代表して行うことを包括的に承認します。
- 管理責任者は、カード使用者に対する本規約等およびDCカード規約等の周知徹底、貸与カードおよびカード情報の使用方法等の管理、指導を行うことを包括的に承認し、事由の如何を問わず、管理責任者の行った行為に関し、法人会員等の行った行為とされることについて異議を申し立てないものとします。
- 管理責任者を変更しようとする場合、法人会員は予め両社所定の方法により両社に届け出るものとします。

第3条(カード発行)

- 両社は、本規約等およびDCカード規約等に基づき法人会員およびカード使用者に対しカードを発行します。
- カードの種類は、法人会員に発行する「部署カード」又は、カード使用者に発行する「個人カード」とし、「部署カード」はカードレス形式(物理的カードの発行はしない)とします。「部署カード」とは、DCカード規約等に基づきカードが発行するカードですが、同規約の定めにかかわらず、カードレス形式で法人会員のみを発行し、JR東海又はカード会社が別途認める商品、および役務の利用代金、その他精算代金の支払手段としてのみ利用可能なカード情報を含みます。
- 法人会員は、部署カードの会員番号を別にし、カード会社が法人会員向けの会員番号(以下、「基本会員番号」という。)を利用することにより、JR東海が法人会員向けに提供する本サービスを受けられることとなります。
- 「個人カード」とは、カード会社がカード使用者に発行するカードをいいます。
- 法人会員およびカード使用者は、善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、管理しなければなりません。
- 個人カードは、カード表面に記載されたカード使用者本人以外は使用できません。
- カードの所有権は、カード会社に帰します。
- カードの有効期限は、カード上に表示された年月の末日までとします。
- カードの更新は、両社が引き続き法人会員およびカード使用者として認める場合に行います。
- 第4条(JR東海による会員情報の収集等に関する同意)**
 - 法人会員等並びにカード使用者およびカード使用者が入会を申し込まれた方(以下、「カード使用者等」という。))は、JR東海が法人会員等およびカード使用者等の会員情報(本項(1)に定めるものを含む。))を、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。
 - JR東海へのサービスを提供するため、以下の法人会員等およびカード使用者等に関する情報(以下、「会員情報」という。))を収集すること
 - 法人会員等の法人名、法人代表者、管理責任者、所在地、電話番号等、法人会員等が入会申込時に届け出る情報およびこれらすべての変更情報
 - カード使用者等の氏名、生年月日、年齢、性別、住所、電話番号等、勤務先情報(勤務先所在地、所属部署)、社員コード、出張番号、メールアドレスおよびこれらすべての変更情報
 - 乗車券類、旅行関連等の商品および関連するサービスの購入履歴等の情報
 - カード会社より提供されるクレジット情報
 - JR東海が必要により運転免許証・パスポート等の提示を求め、記載内容を確認し記録すること、および写しを入手することにより得られた本人確認を行うための情報(なお、この写しについては理由の如何を問わず返還しません。))

サービスを利用できるものとします。ただし、カード使用者が以下の項目に該当する場合、当社は事前にカード使用者に通知することなく、直ちにカード使用者の本サービスの利用資格を停止し、取消したカード使用者の本サービスを利用を停止させることができます。なお、本項(7)または(8)の項目に該当する場合は、同時に、カード会員規約第12条第1項第5号に該当するものとみなします。

- カード使用者が本特約等に違反した場合
- 第2項により登録および第3項により修正された会員情報の内容に事実と異なる内容(誤記、記入漏れ等を含む)があった場合
- 本代理権を喪失した場合、カード会員規約が失効した場合、またはカード使用者がカード使用者とならなかった場合
- 電子メールアドレス、連絡先電話番号の変更等により、当社からカード使用者への連絡がとれなくなった場合
- カード使用者が差押、假返押、假処分を受けた場合、支払を停止した場合、破産もしくは更生手続開始の申立を行いまたは申立を受けた場合、その他カード使用者の信用状態に重大な変化が生じた場合
- カード会社が会員資格を取り消すよう通知があった場合
- 法人会員またはカード使用者が、本サービスを利用して購入した乗車券類の一部または全部を、直接的・間接的を問わず、営利目的、転売もしくは換金行為を試み、または実行した場合(旅行業法に定める取扱いを含む)
- 法人会員またはカード使用者が、その一部または全部を自らは使用しえない等、転売または換金等の目的において、相当と認められる数量または頻度を超過して、本サービスを利用して乗車券類を購入した場合
- 法人会員またはカード使用者が、第23条に違反して、または疑いがある」と当社が認めた場合
- 同一のカード使用者に対し複数の会員ID(本サービス、J-WESTカードEX予約サービスまたはスマートEXを含む。以下同じ。)が発行されている場合(過去に発行されていた場合も含む)において、複数の会員IDの一部もしくは全部において、上記(1)から(9)のいずれかに該当した場合
- その他、カード使用者が本サービスを利用すること当社が不適当と判断した場合
- カード使用者は、本サービスの退会を希望する場合、申込サイト上で当社が定める会員登録の初期化手続きを行うものとします。カード使用者が会員登録の初期化手続きを行った場合、当社は、カード使用者の会員登録を取り消します。また、会員登録の初期化手続が完了した後、当社は申込サイト上に表示することにより通知します。なおカード使用者が、カード会社のカーを退会することを希望する場合は、カード会員規約に定める方法で、カード会社へ申し出るものとします。
- カード使用者が会員登録を行った後、またはカード使用者が前項に定める本サービスの会員登録の初期化手続きを行った後、当社が別に定める所要回答時間を経過しても当該手続き完了の通知がない場合、第6条第1項に定めるカスタマーセンターまで連絡先を電話連絡で行い、その指示に従うものとします。なお、カスタマーセンターの電話番号、受付時間等については、変更される可能性があります。
- 法人会員およびカード使用者は、第5項、第6項または第7項により、カード使用者の会員資格の喪失時点以降に発生した本特約等に基づく債務の負担は、理由のいかんを問わず負う責任のないものとします。

第3条(会員情報の登録・修正)

カード発行後は、会員登録(前条第2項より登録した自己に関する情報または回数を開わずこれを修正登録したものを含む)の内容に変更が生じた場合、速やかに当社が定める方法で情報の修正登録を行うものとし、会員情報を常に最新、完全かつ正確に保つものとします。

第4条(会員情報の使用等)

本サービスに基づき当社が知り得た法人会員またはカード使用者に関する情報(購入履歴およびサーバ通信履歴等)についての取扱い、は、カード会員規約によるものとします。

第5条(法人会員およびカード使用者の義務)

- 法人会員およびカード使用者は、本サービスを利用する際には、インターネット利用の一般的な方法および技術的ルールを遵守しなければならないものとします。
- 法人会員およびカード使用者はIDおよびパスワードの使用および管理の一切の責任を負うものとし、カード使用者以外の者に利用させたり、貸与、譲渡等をしてはならないものとします。
- 法人会員およびカード使用者は、本サービスに関連して当該または第三者に迷惑、不利益を与える恐れのある行為、本サービスに支障をきたす恐れのある行為、本特約に違反する恐れのある行為等を行ってはならないものとします。
- 第6条(カード使用者の問い合わせ窓口)**
 - カード発行から本サービスの利用方法に関する質問等については、JR東海エクスプレス予約カスタマーセンター(以下「カスタマーセンター」という。))にて受け付けられるのとし、その電話番号、受付時間等は、当社HP上に掲示します。
 - カスタマーセンターでは、カード使用者からの質問等の内容を文書または録音方式で記録させていただきますが、当社HP上に掲示する個人情報保護に関する方針(プライバシーポリシー)に基づき厳正に取扱いします。
 - カスタマーセンターが案内する情報に基づき、法人会員またはカード使用者が判断した行動の結果、法人会員またはカード使用者が被害を被ることがあっても、当社はいかなる責任も負いませんので、予めご了承ください。
- 第7条(利用環境、受付期間、受付時間等)**
 - 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社HP上により周知するものとします。
 - 本サービスを利用した乗車券類の購入等を受取期間、受付時間および所要回答時間並びに取り扱う乗車券類等は、原則として当社HP上で周知するものとします。

本サービスにおいて、カード使用者は、当社より付与される会員IDおよびパスワードを入力する等、当社が別に定める方法により、インターネット上に表示された限り、乗車券類の購入等を入力するものとします。

第9条(回答方法、決済)

- カード使用者が本サービスを利用した場合、会員IDに紐づくカードによって決済することとします。カード使用者は乗車券類の購入等の申込に対する当社からの申込が成立したか否かの回答の通知は、申込操作完了後の申込サイト上の表示、またはカード使用者の電子メールアドレスに対する電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行われるものとします。なお、通知する時点で何らかの事由により電子メールの到達が遅れた場合、または電子メールアドレスが不正確であった場合は、通常通知が到達したてである時点をもって通知が完了したものとみなします。
- 本サービスは、前項による申込が成立した旨の回答の通知が当社からなされた時点で、カード使用者が乗車券類の購入等を行ったものとし、かつ、カード使用者と当社の間で運送契約の成立、変更、解除等がなされたものとします。なお、当社がカード使用者に対し、申込が成立した旨の回答の通知と併せて、お預かり番号の通知等を行うものとします。
- カード使用者が前項の乗車券類の購入等を行った時点において、決済手続が行われるものとし、したがって、カード使用者の本サービスを利用した乗車券類購入可能額は、カード使用者のカード利用可能枠による制限を受けます。また、乗車券類の購入可能枠は、当社HPにより周知するものとします。
- カード使用者は、乗車券類購入等の申込をした後、別に定める所要回答時間を経過した後に

- JR東海が次の目的のために会員情報を利用すること
 - 乗車券類・旅行関連等の商品および関連するサービス等の取引のため
 - JR東海の営業案内として、宣伝物・印刷物を郵送し、インターネット等の手段により送付するため
 - JR東海の販売状況分析、商品開発に利用するため
 - ただし、法人会員が本項(2)に定める宣伝物の送付等について中止を申し出た場合、JR東海は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。(中止の申し出は、本項(7)(4)に定める相談窓口に連絡するものとします。)
 - 法人会員等が、JR東海又はカード会社に対して届け出た法人会員等およびカード使用者の氏名、住所、電話番号、勤務先等と誤りがあり、JR東海又はカード会社の一方にのみ変更の届出があった場合について、当該届出の情報について、JR東海およびカード会社が相互に届出すること
 - 会員情報の収集、本項(2)の利用目的に該当する業務を、JR東海が他の企業に委託する場合、JR東海は当該業務委託の処理に必要な範囲で、会員情報の保護措置を講じた上でカード使用者の会員情報提供すること
 - JR東海は会員情報の共同利用
 - エクスプレス予約ホームページ(https://exp.jp/) (以下「当社HP」という。))上において公表する会社(以下、「共同利用会社」という。))が、当社HPに掲げる目的で、本項(1)に記載のカード使用者の会員情報等、共同して利用することおよび、共同利用に関する責任者をJR東海とし、問い合わせ窓口は本項(7)(4)記載の窓口とすること
 - JR東海から本項(1)記載の自己に関する会員情報(以下、「個人情報」という。))の提供およびその利用割引等のサービス提供のため、JR東海の提携する観光施設のうち、法人会員がサービスの利用を希望する施設に、本項(1)記載の個人情報を提供すること
 - JR東海による個人情報の開示、訂正・削除
 - 法人会員等およびカード使用者等は、JR東海に対して、個人情報を開示するよう請求ができること
 - JR東海に対する個人情報の開示・訂正・削除の請求窓口、個人情報に関するお問い合わせは、次のお客様相談窓口とすること

〒108-8204 東京都港区港南2丁目1-85 JR東海品川ビルA棟東海旅客鉄道株式会社 エクスプレス予約カスタマーセンター

電話:03-20-417-419
 - 同一登録内容が不正確、又は誤りであることが判明した場合には、JR東海は所定の手續きにより、これを訂正・削除すること
- 本規約に不同意の場合
 - JR東海は、カード入会に必要な記載事項(入会申込書面での法人会員等が記載すべき事項)の記載を希望しない場合又は本規約の内容の全部、もしくは一部を承認できない場合、カードの入会申込を断りすること

- 法人会員は、管理責任者の氏名、年齢、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先情報(勤務先所在地、所属部署)、メールアドレスおよびこれらすべての変更情報をJR東海に提供するにあたって、あらかじめ管理責任者本人から当該情報提供について同意を得るものとします。
- カード使用者は、JR東海との取引により得た乗車券類・旅行関連等の商品および関連するサービスの購入履歴等の情報が、JR東海から法人会員に提供されることを同意するものとします。
- 本条に定める同意事項に関連して(法人会員が、本条第2項の同意を得ていない場合を含みます。)、カード使用者又は管理責任者に生じた一切の責任について、法人会員は、全て法人会員の責任と負担においてこれを処理し、両社に何らの損害および迷惑を及ぼさないものとします。
- 本条に基づき又は関連してJR東海又はカード会社がカード使用者又は管理責任者から損害賠償請求やこれに関連する請求その他異議を受け、これにより損害(これに対処するために要した費用)の負担を発生させた場合は、法人会員は、これを連帯かつ補償するものとします。

第5条(利用内容の共有)

法人会員は、両社が法人会員に対して本サービスを提供する必要がある場合において、法人会員のカードの利用内容を、両社において共有することをあらかじめ同意するものとします。

第6条(JR東海でのカードの使用)

- カード使用者は、JR東海の指定するJR東海の窓口等で原則としてカードを提示し、所定の帳票にカードと同一の署名をすることにより、乗車券類等の商品の購入、サービスの提供を受けることができます。ただしカード使用者は、利用できない乗車券類等の商品、サービス等があることをあらかじめ承諾します。
- カード使用者のJR東海でのカードの利用について、カード会社が適当と認める場合は、前項にかかわらず、所定の帳票への署名に代えて端末機への暗証番号の入力等、カード会社が適当と認める方法によって取引を行うことができます。
- 法人会員およびカード使用者は、インターネット等によってJR東海と取引を行う場合は、カードの提示に代えて、カード会社が必要と認める個人情報等をJR東海に送付すること等により、当該取引によって法人会員およびカード使用者が負担した債務の決済手段としてカードを利用できます。
- 部署カードの利用範囲は、カード会社の認める方法によるJR東海が認めた商品の購入に限ることとします。
- 法人会員およびカード使用者は、部署カードにて購入した商品を生本サービスの範囲において、JR東海所定の手続を介して利用することができます。

第7条(代金の支払い)

法人会員およびカード使用者は、承認したDCカード規約等に定める方法により、JR東海におけるカード利用代金等を支払うものとします。

第8条(カードの紛失・盗難)

カードの紛失・盗難にかかわる措置は、DCカード規約等によるものとします。

第9条(加盟店との紛議)

法人会員およびカード使用者がカードを利用して、JR東海の指定するJR東海の窓口以外のカード会社の加盟店等で購入した物品又はを受けたサービスに関して生じた紛議については、JR東海は一切の責任を負いません。

第10条(届出事項の変更)

- 法人会員は、両社に届け出た事項に変更が生じた場合は、DCカード規約等の定めに従い、遅滞なく届出するものとします。
- 前項の届出がないために両社からの通知又は送付書類その他もの延着し、又は到着しなかった場合には、通常到着すべきときに法人会員又はカード使用者に到着したものとみなします。
- 本条第1項の届出があったことにより、法人会員およびカード使用者が被った損害について、両社は一切の責任を負わず、両社的一方又は両方が被った損害については、法人会員はこれを速やかに補償するものとします。

第11条(退会)

- 法人会員が都合により退会する場合は、DCカード規約等によるものとします。
- 法人会員が部署カードについて退会した場合には、個人カードを貸与されるカード使用者に本規約等が適用されることとなります。

第12条(会員資格の取消)

- 法人会員およびカード使用者が次の各号のひとつでも該当する場合は、本項(1)においては当然に、本項(2)(4)においては、相当期間を定めたJR東海又はカード会社からの催告後に是正されない場合、本項(3)(5)(6)においてはJR東海又はカード会社が会員資格の取消の通知をしたときに会員資格を取り消されます。なお、法人会員が本規約等又はDCカード規約等のいずれかによって会員資格を喪失した場合には、両社とカード使用者とは間て適用される全ての本規約等においても当社からの回答が通知されない場合、カスタマーセンターまで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。この場合、第2項にかかわらず、当社がカード使用者に対し、乗車券類の購入等の申込に対する成立の通知をカスタマーセンターから行うこととなります。
- 乗車券類の変更、払戻等(第14条に定める受取後の乗車券類の変更・払戻等を含む。)により過不足金が生じた場合の精算は、原則としてカード使用者のカードにより決済することとします。なお、乗車券類の変更を行う場合は、原則として変更後の乗車券類を改めて決済するとし、変更前の乗車券類を払い戻します。したがって、カード使用者の本サービスの利用した変更後の乗車券類購入可能額は、カード使用者のカード利用可能枠による制限を受ける場合があるものとします。

第10条(契約成立後の乗車券類の扱い)

- カード使用者は、本サービスにより購入、変更した乗車券類については、当社が別に定める営業時間内および期間中において、本サービスの申込サイト上で確認することができます。
- 本サービスにより購入、変更した乗車券類については、カード使用者が受取、払戻を行うまでの間、当社において保管するものとします。
- 前項により、当社において保管しては乗車券類についても、本特約に別に定める場合を除き、当社または他社の定める運送約款の適用を受けるとします。

第11条(事前申込サービス)

本サービスの乗車券類は、別に定める期間においては、旅客営業規則に定める発売日(以下「発売開始日」という。)の前に購入の申込(以下「事前申込」という。)を行うことができます。ただし、当社は必要と認めた場合には事前申込の停止をすることがあります。また、発売開始日より列車あたりの手前申込の件数には限りがあります。

- 当社は、会員が事前申込を行った場合、申込サイト上で、事前申込を受け付けた旨の通知を行います。
- 当社は、会員が事前申込を行った列車の発売開始日の午前8時に事前申込の内容について購入申込があったものとして、午前8時以降順次、手続きを行うものとします。運送契約の締結成否の通知は、第9条に基づき電子メール送信により行います。(注)事前申込は、運送契約の締結を約束するものではありません。
- 前項にかかわらず、当社が会員に対し、運送契約の締結成否の通知をカスタマーセンターから発行する場合があるものとします。
- 前二項の通知が行われた時点で、事前申込に基づき運送契約は締結されます。なお、発売開始日当日中(当社から通知がない場合、会員は、カスタマーセンターに電話連絡を行い、その指示に従うものとします)。
- 事前申込の取消は、会員が事前申込を行った列車の発売開始日の午前8時に達する前までの間に無手数料で行うことができますが、それ以降は取消できません。

第12条(夜間申込サービス)

- 本サービスの乗車券類は、当社が別に定める夜間申込サービス時間帯においては、購入の申込(以下「夜間申込」という。)を行うことができます。ただし、当社は必要と認めた場合には夜間申込の停止をすることがあります。
- 当社は、カード使用者が夜間申込を行った場合、申込サイト上で、夜間申込を受け付けた旨の通知を行います。
- 当社は、当社が別に定める本サービスの営業時間の開始時に夜間申込の内容について購入申込があったものとして、営業時間の開始以降順次、手続きを行うものとします。運送契約の締結成否の通知は、第9条に基づき電子メール送信により行います。(注)夜間申込は、運送契約の締結を約束するものではありません。
- 前項にかかわらず、当社がカード使用者に対し、運送契約の締結成否の通知をカスタマーセンターから発行する場合があるものとします。
- 前二項の通知が行われた時点で、夜間申込に基づき運送契約は締結されます。なお、当日中に、当社から通知がない場合、カード使用者は、カスタマーセンターに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。
- 夜間申込の取消は、カード使用者が夜間申込を行った夜間申込サービス時間帯は無手数料で行うことができますが、それ以降は取消できません。

第13条(受取)

- カード使用者は、当社が別に定める指定席券券機または窓口(以下「受取窓口」という。))において、当社が別に定める方法により、第10条第2項より当社が提供する乗車券類を受取るものとする。
- 本サービスでは乗車券類を受取る際の本人認証のために符号(QRコードおよび16桁の英数字。以下総称して「受取コード」という。))を発行するものとします。カード使用者が前項の受取を行う際には、当社が別に定めるカード使用者のEX-ICカードまたは受取コードが必要となるほか、カード使用者が本サービスログイン時に入力するパスワードの入力を行うものとします。ただし、当社の駅等の窓口で受取を行う場合は、パスワードに代えて当社所定の帳票・の自署名によることとできるものとします。
- 第1項の乗車券類の受取期間は、乗車日当日までとし、受取窓口の営業時間内に限定します。ただし指定席券券機での受取期間、前項の受取コードの有効期間および第11条に定める事前申込による受取期間は、別に定めることによるものとします。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等は行うことができいものとします。
- 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券類ごとに、以下のように取り扱うものとします。
 - 特急券・乗車券の効力が一体となった乗車券類については、普通車指定席席用およびグリーン券等は、乗車日の指定列車発車時刻後の当日中に、また普通車自由席用は乗車日の当日中にカード使用者から払戻請求があったものとみなして、別に定める特定額または差し戻手数料を差し引いた額の払戻を行うものとします。
 - 特急券のみ効力を持った乗車券類については、普通車指定席用およびグリーン券は一切払戻を行いません。普通車自由席用は、所定の払戻手数料を差し引いた額の払戻を行うものとします。
- 前項による払戻は、カード使用者のカードにより決済を行います。なお、第9条にかかわらず会員への通知は行いません。
- カード使用者が会員資格を喪失した時点で、当社が第10条第2項により保管している乗車券類が存在する場合は受取期間は、当該時点における日付をもって、第3項に規定する受取期間の満了日となります。

第14条(受取後の乗車券類の扱い)

カード使用者が第13条第1項より受取した後の乗車券類の変更、払戻等を行う場合、カード使用者は当社が別記定める窓口において、カード使用者のカードの提示等を行うものとします。

第15条(付帯サービス)

- 当社または付帯サービスを提供する企業(以下「提携企業」という。))は、特典として本サービスに付帯するサービス(以下「付帯サービス」という。))を提供することがあり、法人会員もしくはカード使用者は、当社または提携企業が別に定める方法により、付帯サービスを利用することができます。付帯サービスの内容、利用方法等については、当社HPまたは申込サイト上の掲示等ご案内します。
- 法人会員またはカード使用者は、付帯サービスを利用する場合、常にカード使用者のカードまたはEX-ICカードを携帯し、当社、指定連絡路線を運営する他社、または提携企業の係員より提示を求められたときは、速やかにこれを提示しなければなりません。この提示がない場合、付帯サービスの全部または一部の提供を受けられないことがあります。
- 第1項の提携企業は、本サービスに関するサービス(以下「提携サービス」という。))は、特典として本サービスに関するシステムおよび下記に記した内容を変更することができず、なお、変更後は、変更後のシステムおよび内容が

第15条(変更の可能性)

- 当社は、事前に法人会員またはカード使用者に通知することなく本サービスに関するシステムおよび下記に記した内容を変更することができず、なお、変更後は、変更後のシステムおよび内容が

又はDCカード規約等について、当然に会員資格を喪失するものとします。

- 入会時に虚偽の申告をした場合
- 本規約又はEX予約サービス特約のいずれかに違反した場合
- 本規約又はEX予約サービス特約のいずれかに違反し、当該違反が重大な違反にあたる場合
- カードの利用代金の支払いを滞滞した場合
- 法人会員の信用状態に重大な変化が生じたとJR東海又はカード会社が判断した場合
- カードの利用状況が適当でない」とJR東海又はカード会社が判断した場合
- 前項の場合、資格を喪失した法人会員およびカード使用者は直ちにカードをカード会社に返却し、カード利用代金等カード会社に対する自己の全債務をDCカード規約等に基づき、カード会社に支払うものとします。
- 法人会員およびカード使用者がDCカード規約等の会員資格を喪失した場合は、本規約による会員資格を喪失するものとします。

第13条(合意管轄裁判所)
この規約は、本規約の間に発生する訴訟については、JR東海の本社の所在地を管轄する裁判所をもって合意管轄裁判所とします。

第14条(規約の改定)

両社は、民法の定めに従い、法人会員およびカード使用者と個別に合意することなく、本規約を改定し(その併用および特約等を新たに定めることを含みます。)、又はその併用および特約等を変更することができるものとします。なお、改定が専ら法人会員およびカード使用者の利益となるものである場合、又は法人会員およびカード使用者への影響が軽微であると認められる場合、その他法人会員およびカード使用者に不利益を与えないと認められる場合、両社は、改定の効力が生じる日を定めたうえで、法人会員およびカード使用者に対して改定の都度、ホームページ等で公表するものとします。

改定日 令和2年3月21日

エクスプレス予約サービス(DCコーポレート)に関する特約

第1条(概要)

1.本特約は、東海旅客鉄道株式会社(以下「当社」という。))が「DCエクスプレスコーポレートカード」(個別扱い方式)会員規約または「DCエクスプレスコーポレートカード(一括払い方式)会員規約」(以下、総称して「カード会員規約」以下)に定める法人会員(以下「法人会員」という。))に提供するエクスプレス予約サービス(以下「本サービス」という。))の取扱いについて定めます。法人会員は本特約の内容について会員指定のDCエクスプレスコーポレートカード(以下「カード」という。))使用者(以下「カード使用者」という。))に周知するものとします。法人会員およびカード使用者は本特約を承認し、遵守するものとします。

2.本特約は、カード会員規約の特約であり、カード会員規約と重複または競合する内容については、本特約を優先して適用することとします。また、会員が本サービスを利用して購入した乗車券類の効力等は、本特約に定める内容を除き、乗車区間に応じて当社または当社指定路線を運営する他社(以下「他社」という。))の定める運送約款(旅客営業規則その他の運送約款、以下同じ。)によります。

3.法人会員は、カード使用者に対し、本サービスを、法人会員に代って利用する一切の権限(以下「本代理権」という。))を授けずるものと、法人会員は、カード使用者のエクスプレス予約サービスに関する一切の責任を負うものとします。また、法人会員は、本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合には、カード会員規約に定める方法により、エクスプレス予約サービスの利用の退会を申し出るものとします。法人会員は、その申し出以前に本代理権が消滅したことを、当社に対して主張することはできないものとします。

4.当社は、民法の定めに従い、法人会員およびカード使用者と個別に合意することなく、本特約を改定し(その併用および特約等を新たに定めることを含みます。))、またはその併用および特約等を変更することができるものとします。なお、改定が専ら法人会員およびカード使用者の利益となるものである場合、または法人会員およびカード使用者への影響が軽微であると認められる場合、その他法人会員およびカード使用者に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定めたうえで、法人会員およびカード使用者に対して改定の都度、当社のエクスプレス予約ホームページ(https://exp.jp/)以下「当社HP」という。))等で公表するものとします。

第2条(エクスプレス予約利用資格)

1.本サービスは、法人会員およびカード使用者に限り利用できるとします。
2.カード使用者は、本サービスを利用開始にあたって、インターネットの申込サイト上で、当社がカード使用者を識別するためにカード使用者ごとに付与した会員ID(以下「会員ID」という。))や、その他の当社が別に定める情報(以下「会員情報」という。))を入力することにより、本サービスの会員登録手続(以下「会員登録」という。))を行うものとします。カード使用者は、会員登録において、当社が要求する情報すべてを正確に登録するものとします。

3.当社は、カード使用者が以下の項目に該当する場合、前項の会員登録に対して承認しないことがあります。

- 前項より登録された情報の内容に事実と異なる内容(誤記、記入漏れ等を含む)がある場合
- 会員登録が正しく完了しなかった場合
- カード使用者が未成年者、成年後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、本サービスの利用申込に際し必要な同意を得ていない場合
- カード使用者が、違反しては本特約またはこれに付随する特約(以下、総称して「本特約等」という。))に違反したことにより、本サービスの会員資格の停止・取消を受けている場合
- 会員が、過去において本サービス、西日本旅客鉄道株式会社(以下「JR西日本」という。))が提供するJ-WESTカードによるエクスプレス予約サービス(以下「J-WESTカードEX予約サービス」という。))または当社とJR西日本が別に提供する「スマートEXサービス」(以下「スマートEX」という。))の会員資格の停止・取消を受けている場合
- その他、カード使用者が本サービスを利用することを、当社と判断する場合
- 第2項の会員登録に対して当社が承諾をした場合、カード使用者は本会員としての資格(以下「会員資格」という。))を有することとなります。また当社は、申込サイト上の表示、会員が登録した電子メールアドレス(以下「電子メールアドレス」という。))に対する当社からの電子メールの送信、またはその他当社が適当と認める方法により行うものとします。

5.次の各号のひとつでも該当した場合、当社またはカード会員規約に定めるカード会社(以下「カード会社」という。))は法人会員に通知催告を行ったうえで、本サービス利用の一時停止を含む利用制限もしくは利用停止または本特約の一部もしくは全部の解除をすることができるとします。

(1)法人会員の本サービスにおける利用代金が、月額100万円を下回った場合

(2)法人会員の1ヶ月あたりの本サービスにおける利用代金を、月末時点でカード会社が法人会員に貸与している部署カードおよび個人カードの総枚数を割ったカード枚あたりの利用代金が、1回でも1,500円を下回った場合

6.当社より第4項の承認を受けたカード使用者は、原則として当社の本サービスの提供中は、本

有効であるものとします。また、この変更一起因して、法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益については、当社は一切責任を負いません。

- 第7条の利用環境、乗車券類購入の申込受付期間、受付時間および所要回答時間
- 第8条、第11条、第12条の申込方法
- カスタマーセンターの電話番号、受付時間等
- 第13条の受取窓口、受取方法、受取期間
- 付帯サービスの内容
- その他やむを得ない事情がある場合における本サービスのカード内容その他を含む、本サービスの中断・変更および本サービスのアカウント制御を行うことができます。
- 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他その非常事態または当社の責に及らぬい何らかの事由により、本サービスの提供が通常と比べて大きく変わった場合
- その他、当社が、本サービスの運営上、中断・変更およびカード使用者からの本サービスへのアクセス制限が必要と判断した場合

3.当社は、当社の都合により本サービスを終了できるとしますが、この場合、当社は法人会員またはカード使用者に事前に通知するものとしますが、この場合、当社は法人会員またはカード使用者は、自らの行為であるか否かに関わらず、また過失の有無にかかわらず、本サービスの利用にあり、カード使用者またはカード使用者が締結した運送契約に基づき乗車を認めるカード使用者以外の方(以下「利用者」という。))が行った一切の行為およびその結果並びに、会員ID等によりなされた一切の行為および結果について、一切の責任を負担するものとし、第三者に損害を与えた場合、法人会員の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとします。

2.当社は、本サービスに関して、以下の項目について、一切責任を負いません。

- 会員情報の内容に事実と異なる内容(誤記、記入漏れ等を含む)があったことにより、法人会員がカード使用者または第三者が被った不利益
- カード使用者の会員IDおよびパスワードの盗用または誤りまたは管理不十分により法人会員、カード使用者または第三者が被った不利益
- 当社が第2条第3項により本サービスの

